

建築基準法施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文 目次

一 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号） 1

改 正 案	現 行
<p>（構造方法に関する技術的基準）</p> <p>第三十六条 法第二十条第一号の政令で定める技術的基準（建築設備に係る技術的基準を除く。）は、耐久性等関係規定（この条から第三十七条まで、第三十八条第一項、第五項及び第六項、第三十九条第一項及び第四項、第四十一条、第四十九条、第七十条、第七十二条（第七十九条の四及び第八十条において準用する場合を含む。）、第七十四条から第七十六条まで（これらの規定を第七十九条の四及び第八十条において準用する場合を含む。）、第七十九条の四及び第八十条において準用する場合を含む。）、第七十九条の三並びに第八十条の二（国土交通大臣が定めた安全上必要な技術的基準のうちその指定する基準に係る部分に限る。）の規定をいう。以下同じ。）に適合する構造方法を用いることとする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（屋根ふき材等）</p> <p>第三十九条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 特定天井（脱落によつて重大な危害を生ずるおそれがあるものとして国土交通大臣が定める天井をいう。以下同じ。）の構造は、構造耐力上安全なものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。</p> <p>4 特定天井で特に腐食、腐朽その他の劣化のおそれのあるものは、腐食、腐朽その他の劣化しにくい材料又は有効なさび止め、防腐その他の劣化防止のための措置をした材料を使用しなければ</p>	<p>（構造方法に関する技術的基準）</p> <p>第三十六条 法第二十条第一号の政令で定める技術的基準（建築設備に係る技術的基準を除く。）は、耐久性等関係規定（この条から第三十七条まで、第三十八条第一項、第五項及び第六項、第三十九条第一項、第四十一条、第四十九条、第七十条、第七十二条（第七十九条の四及び第八十条において準用する場合を含む。）、第七十四条から第七十六条まで（これらの規定を第七十九条の四及び第八十条において準用する場合を含む。）、第七十九条の三並びに第八十条の二（国土交通大臣が定めた安全上必要な技術的基準のうちその指定する基準に係る部分に限る。）の規定をいう。以下同じ。）に適合する構造方法を用いることとする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（屋根ふき材等の緊結）</p> <p>第三十九条 （略）</p> <p>2 （略）</p>

ならない。

第八十一条 法第二十条第一号の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一・二 (略)
- 三 屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁が、風圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して構造耐力上安全であることを確かめること。

四 (略)

2 3 4 (略)

第八十二条の五 第八十一条第二項第一号に規定する限界耐力計算とは、次に定めるところによりする構造計算をいう。

- 一 3 六 (略)
- 七 屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁が、第三号ニの規定によつて計算した建築物の各階に生ずる水平方向の層間変位及び同号ロの規定によつて計算した建築物の損傷限界固有周期に応じて建築物の各階に生ずる加速度を考慮して国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算によつて風圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して構造耐力上安全であることを確かめること。

八 (略)

第二百二十九条の二の四 法第二十条第一号、第二号イ、第三号イ及び第四号イの政令で定める技術的基準のうち建築設備に係るものは、次のとおりとする。

- 一 建築物に設ける第二百二十九条の三第一項第一号及び第二号に掲げる昇降機にあつては、第二百二十九条の四及び第二百二十九条の五（これらの規定を第二百二十九条の十二第二項において準用する場合を含む。）

第八十一条 法第二十条第一号の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一・二 (略)
- 三 屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁が、風圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して構造耐力上安全であることを確かめること。

四 (略)

2 3 4 (略)

第八十二条の五 第八十一条第二項第一号に規定する限界耐力計算とは、次に定めるところによりする構造計算をいう。

- 一 3 六 (略)
- 七 屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁が、第三号ニの規定によつて計算した建築物の各階に生ずる水平方向の層間変位及び同号ロの規定によつて計算した建築物の損傷限界固有周期に応じて建築物の各階に生ずる加速度を考慮して国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算によつて風圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して構造耐力上安全であることを確かめること。

八 (略)

第二百二十九条の二の四 法第二十条第一号、第二号イ、第三号イ及び第四号イの政令で定める技術的基準のうち建築設備に係るものは、次のとおりとする。

- 一 建築物に設ける第二百二十九条の三第一項第一号及び第二号に掲げる昇降機にあつては、第二百二十九条の四及び第二百二十九条の五（これらの規定を第二百二十九条の十二第二項において準用する場合を含む。）

の八第一項並びに第二百二十九条の十二第一項第六号の規定（第二百二十九条の三第二項第一号に掲げる昇降機にあつては、第二百二十九条の六第一号の規定を除く。）に適合すること。

二・三（略）

（エレベーターの構造上主要な部分）

第二百二十九条の四（略）

2（略）

一〜三（略）

四 次項第二号に基づき設けられる独立してかごを支え、又は吊ることができるところについて、その一がないものとして第一号及び第二号に定めるところにより計算した各応力度が、当該部分の材料の破壊強度を限界安全率（エレベーターの設置時及び使用時の別に応じて、当該部分にかごの落下をもたらしうな損傷が生じないように材料の摩損又は疲労破壊による強度の低下を考慮して国土交通大臣が定めた数値をいう。）で除して求めた限界の許容応力度を超えないことを確かめること。

3 前二項に定めるもののほか、エレベーターのかご及び主要な支持部分の構造は、次に掲げる基準に適合するものとしなければならない。

一〜四（略）

五 鈎合おもりを用いるエレベーターにあつては、地震その他の震動によつて鈎合おもりが脱落するおそれがないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであること。

六 国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算により地震その他の震動に対して構造耐力上安全であることが確かめられたものであること。

七 屋外に設けるエレベーターで昇降路の壁の全部又は一部を有しないものにあつては、国土交通大臣が定める基準に従つた構

九条の八第一項の規定（第二百二十九条の三第二項第一号に掲げる昇降機にあつては、第二百二十九条の六第一号の規定を除く。）に適合すること。

二・三（略）

（エレベーターの構造上主要な部分）

第二百二十九条の四（略）

2（略）

一〜三（略）

四 次項第二号に基づき設けられる独立してかごを支え、又は吊ることができるところについて、その一がないものとして第一号及び第二号に定めるところにより計算した各応力度が、当該部分の材料の破壊強度を国土交通大臣が定めた限界安全率（エレベーターの設置時及び使用時の別に応じて、当該部分にかごの落下をもたらしうな損傷が生じないように材料の摩損又は疲労破壊による強度の低下を考慮して国土交通大臣が定めた数値をいう。）で除して求めた限界の許容応力度を超えないことを確かめること。

3 前二項に定めるもののほか、エレベーターのかご及び主要な支持部分の構造は、次に掲げる基準に適合するものとしなければならない。

一〜四（略）

五 屋外に設けるエレベーターで昇降路の壁の全部又は一部を有しないものにあつては、国土交通大臣が定める基準に従つた構

造計算により風圧に対して構造耐力上安全であることが確かめられたものであること。

(適用の除外)

第二百二十九条の十一 第二百二十九条の七第四号、第二百二十九条の八第二項第二号又は前条第三項第一号から第三号までの規定は、乗用エレベーター及び寝台用エレベーター以外のエレベーターのうち、それぞれ昇降路、制御器又は安全装置について安全上支障がないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものについては、適用しない。

(エスカレーターの構造)

第二百二十九条の十二 エスカレーターは、次に定める構造としなければならぬ。

- 一 (略)
- 二 勾配は、三十度以下とすること。
- 三・四 (略)
- 五 階段の定格速度は、五十メートル以下の範囲内において、エスカレーターの勾配に応じ国土交通大臣が定める毎分の速度以下とすること。
- 六 地震その他の震動によつて脱落するおそれがないものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとする。

2 建築物に設けるエスカレーターについては、第二百二十九条の四

(第三項第五号から第七号までを除く。)及び第二百二十九条の五第一項の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二百二十九条の四の

エレベーター

見出し、同条第一項

造計算により風圧に対して構造耐力上安全であることが確かめられたものであること。

(適用の除外)

第二百二十九条の十一 乗用エレベーター及び寝台用エレベーター以外のエレベーターについては、安全上支障がない場合においては、第二百二十九条の七第四号並びに第二百二十九条の八第二項第二号、前条第三項第一号から第三号までの規定は、適用しない。

(エスカレーターの構造)

第二百二十九条の十二 エスカレーターは、次に定める構造としなければならぬ。

- 一 (略)
- 二 勾配は、三十度以下とすること。
- 三・四 (略)
- 五 階段の定格速度は、五十メートル以下の範囲内において、エスカレーターの勾配に応じ国土交通大臣が定める毎分の速度以下とすること。

2 建築物に設けるエスカレーターについては、第二百二十九条の四

(第三項第五号を除く。)及び第二百二十九条の五第一項の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二百二十九条の四の

エレベーター

見出し、同条第一項

各号列記以外の部分、第二項及び第三項並びに第二百二十九条の五の見出し及び同条第一項	第二百二十九条の四	かご	主索で吊るエレベーター、油圧エレベーターその他国土交通大臣が定めるエレベーター	階段	くさりで吊るエスカレーターその他国土交通大臣が定めるエスカレーター
第二百二十九条の四第一項第二号					
第二百二十九条の四第二項第二号	次条第二項に規定する積載荷重			第二百二十九条の十二第三項	第二百二十九条の十二第三項に規定する積載荷重
第二百二十九条の四第二項第一号	次条			第二百二十九条の十二第三項	第二百二十九条の十二第三項
第二百二十九条の四第二項	証法		エレベーター強度検査証法	エスカレーター強度検査証法	

355 (略)

(型式適合認定の対象とする建築物の部分及び一連の規定)

第三百三十六条の二の十一 法第六十八条の十第一項に規定する政令で定める建築物の部分は、次の各号に掲げる建築物の部分とし、同項に規定する政令で定める一連の規定は、それぞれ当該各号に定める規定とする。

一 (略)

二 次の表の建築物の部分の欄の各項に掲げる建築物の部分 同表の一連の規定の欄の当該各項に掲げる規定(これらの規定中

各号列記以外の部分、第二項及び第三項並びに第二百二十九条の五の見出し及び同条第一項	第二百二十九条の四	かご	主索で吊るエレベーター、油圧エレベーターその他国土交通大臣が定めるエレベーター	階段	くさりで吊るエスカレーターその他国土交通大臣が定めるエスカレーター
第二百二十九条の四第一項第二号					
第二百二十九条の四第二項第二号	次条第二項に規定する積載荷重			第二百二十九条の十二第三項	第二百二十九条の十二第三項に規定する積載荷重
第二百二十九条の四第二項第一号	次条			第二百二十九条の十二第三項	第二百二十九条の十二第三項
第二百二十九条の四第二項	証法		エレベーター強度検査証法	エスカレーター強度検査証法	

355 (略)

(型式適合認定の対象とする建築物の部分及び一連の規定)

第三百三十六条の二の十一 法第六十八条の十第一項に規定する政令で定める建築物の部分は、次の各号に掲げる建築物の部分とし、同項に規定する政令で定める一連の規定は、それぞれ当該各号に定める規定とする。

一 (略)

二 次の表の建築物の部分の欄の各項に掲げる建築物の部分 同表の一連の規定の欄の当該各項に掲げる規定(これらの規定中

								建築物の部分の構造に係る部分に限る。)					
								建築物の部分	一連の規定				
(一)	防火設備	イ 法第二条第九号の二ロ、法第二十八条の二(第三号を除く。)、法第三十七条及び法第六十条の規定 ロ 第九号第一項、第九号の二、第十二号第一項、第十四項及び第十六項、第十四条第五項並びに第三十六条の二の三の規定	(二)	換気設備	イ 法第二十八条の二及び法第三十七条の規定 ロ 第二十条の八第一項第一号(国土交通大臣が定めた構造方法のうちその指定する構造方法に係る部分に限る。)	(三)	尿尿浄化槽	イ 法第二十八条の二(第三号を除く。)、法第三十一条第二項及び法第三十七条の規定 ロ 第三十二条及び第二百二十九条の二の四第二号(国土交通大臣が定めた構造方法のうちその指定する構造方法に係る部分に限る。)	(四)	合併処理浄化槽	イ 法第二十八条の二(第三号を除く。)	及び法第三十七条の規定	ロ 第三十二条、第三十五条第一項及び第二百二十九条の二の四第二号(国土交通大臣が定めた構造方法のうちその指定する構造方法に係る部分に限る。)
(五)	非常用の照明装置	イ 法第二十八条の二(第三号を除く。)、法第三十五条及び法第三十七条の規定 ロ 第二百二十六条の五の規定	(六)	給水タンク又は貯水タンク	イ 法第二十八条の二(第三号を除く。)	及び法第三十七条の規定	ロ 第二百二十九条の二の四第二号(国土交通大臣						

								建築物の部分の構造に係る部分に限る。)					
								建築物の部分	一連の規定				
(一)	防火設備	イ 法第二条第九号の二ロ、法第二十八条の二(第三号を除く。)、法第三十七条及び法第六十条の規定 ロ 第九号第一項、第九号の二、第十二号第一項、第十四項及び第十六項、第十四条第五項並びに第三十六条の二の三の規定	(二)	換気設備	イ 法第二十八条の二及び法第三十七条の規定 ロ 第二十条の八第一項第一号(国土交通大臣が定めた構造方法のうちその指定する構造方法に係る部分に限る。)	(三)	尿尿浄化槽	イ 法第二十八条の二(第三号を除く。)、法第三十一条第二項及び法第三十七条の規定 ロ 第三十二条及び第二百二十九条の二の四第二号(国土交通大臣が定めた構造方法のうちその指定する構造方法に係る部分に限る。)	(四)	合併処理浄化槽	イ 法第二十八条の二(第三号を除く。)	及び法第三十七条の規定	ロ 第三十二条、第三十五条第一項及び第二百二十九条の二の四第二号(国土交通大臣が定めた構造方法のうちその指定する構造方法に係る部分に限る。)
(五)	非常用の照明装置	イ 法第二十八条の二(第三号を除く。)、法第三十五条及び法第三十七条の規定 ロ 第二百二十六条の五の規定	(六)	給水タンク又は貯水タンク	イ 法第二十八条の二(第三号を除く。)	及び法第三十七条の規定	ロ 第二百二十九条の二の四第二号(国土交通大臣						

(十)	(九)	(八)	(七)	
避雷設備	エスカレーター	エレベーターの部分で昇降路及び機械室以外のもの	冷却塔設備	
イ 法第二十八条の二（第三号を除く。）及び法第三十七条の規定 ロ 第三百二十九条の十五の規定	イ 法第二十八条の二（第三号を除く。）及び法第三十七条の規定 ロ 第三百二十九条の三及び第三百二十九条の十二（第一項第一号及び第六号を除く。）の規定	イ 法第二十八条の二（第三号を除く。）及び法第三十七条の規定 ロ 第三百二十九条の三、第三百二十九条の四（第三項第七号を除く。）、第三百二十九条の五、第三百二十九条の六、第三百二十九条の八、第三百二十九条の十、第三百二十九条の十一並びに第三百二十九条の十三の三第六項から第十一項まで及び第十九条の十三の三第六項から第十一項まで及び第十九条の十三の三第六項が定める構造方法のうちその指定する構造方法に係る部分に限る。）の規定	イ 法第二十八条の二（第三号を除く。）及び法第三十七条の規定 ロ 第三百二十九条の二の四第二号（国土交通大臣が定めた構造方法のうちその指定する構造方法に係る部分に限る。）及び第三百二十九条の二の七（第二号を除く。）の規定	が定めた構造方法のうちその指定する構造方法に係る部分に限る。）並びに第三百二十九条の二の五第一項第四号及び第五号並びに第二項第二号、第三号、第五号及び第六号（国土交通大臣が定めた構造方法のうちその指定する構造方法に係る部分に限る。）の規定

(十)	(九)	(八)	(七)	
避雷設備	エスカレーター	エレベーターの部分で昇降路及び機械室以外のもの	冷却塔設備	
イ 法第二十八条の二（第三号を除く。）及び法第三十七条の規定 ロ 第三百二十九条の十五の規定	イ 法第二十八条の二（第三号を除く。）及び法第三十七条の規定 ロ 第三百二十九条の三及び第三百二十九条の十二（第一項第一号を除く。）の規定	イ 法第二十八条の二（第三号を除く。）及び法第三十七条の規定 ロ 第三百二十九条の三、第三百二十九条の四（第三項第五号を除く。）、第三百二十九条の五、第三百二十九条の六、第三百二十九条の八、第三百二十九条の十、第三百二十九条の十一並びに第三百二十九条の十三の三第六項から第十一項まで及び第十九条の十三の三第六項が定める構造方法のうちその指定する構造方法に係る部分に限る。）の規定	イ 法第二十八条の二（第三号を除く。）及び法第三十七条の規定 ロ 第三百二十九条の二の四第二号（国土交通大臣が定めた構造方法のうちその指定する構造方法に係る部分に限る。）及び第三百二十九条の二の七（第二号を除く。）の規定	が定めた構造方法のうちその指定する構造方法に係る部分に限る。）並びに第三百二十九条の二の五第一項第四号及び第五号並びに第二項第二号、第三号、第五号及び第六号（国土交通大臣が定めた構造方法のうちその指定する構造方法に係る部分に限る。）の規定

(構造耐力関係)

第三百三十七条の二 法第三条第二項の規定により法第二十条の規定の適用を受けない建築物(同条第一号に掲げる建築物及び法第八十六条の七第二項の規定により法第二十条の規定の適用を受けない部分を除く。第三百三十七条の十二第一項において同じ。)について法第八十六条の七第一項の規定により政令で定める範囲は、増築及び改築については、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 増築又は改築後の建築物の構造方法が次のいずれにも適合するものであること。

イ(略)

ハ 増築又は改築に係る部分以外の部分が耐久性等関係規定に適合し、かつ、自重、積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃による当該建築物の倒壊及び崩落、屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落並びにエレベーターの落下及びエスカレーターのおそれがないものとして国土交通大臣が定める基準に適合すること。

二 増築又は改築に係る部分がそれ以外の部分とエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接し、かつ、増築又は改築後の建築物の構造方法が次のいずれにも適合するものであること。

イ(略)

ロ 増築又は改築に係る部分以外の部分が耐久性等関係規定に適合し、かつ、自重、積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃による当該建築物の倒壊及び崩落、屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落並びにエレベーターの落下及びエスカレーターのおそれがないものとして国土交通大臣が定める基準に適合すること。

(構造耐力関係)

第三百三十七条の二 法第三条第二項の規定により法第二十条の規定の適用を受けない建築物(同条第一号に掲げる建築物及び法第八十六条の七第二項の規定により法第二十条の規定の適用を受けない部分を除く。第三百三十七条の十二第一項において同じ。)について法第八十六条の七第一項の規定により政令で定める範囲は、増築及び改築については、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 増築又は改築後の建築物の構造方法が次のいずれにも適合するものであること。

イ(略)

ハ 増築又は改築に係る部分以外の部分が耐久性等関係規定に適合し、かつ、自重、積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃による当該建築物の倒壊及び崩落並びに屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落のおそれがないものとして国土交通大臣が定める基準に適合すること。

二 増築又は改築に係る部分がそれ以外の部分とエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接し、かつ、増築又は改築後の建築物の構造方法が次のいずれにも適合するものであること。

イ(略)

ロ 増築又は改築に係る部分以外の部分が耐久性等関係規定に適合し、かつ、自重、積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃による当該建築物の倒壊及び崩落並びに屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落のおそれがないものとして国土交通大臣が定める基準に適合すること。

三 増築又は改築に係る部分の床面積の合計が基準時における延べ面積の二分の一を超えず、かつ、増築又は改築後の建築物の構造方法が次のいずれかに該当するものであること。

イ 耐久性等関係規定に適合し、かつ、自重、積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃による当該建築物の倒壊及び崩落、屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落並びにエレベーターのこの落下及びエスカレーターの脱落のおそれがないものとして国土交通大臣が定める基準に適合する構造方法

ロ (略)

四 (略)

(煙突及び煙突の支線)

第三百三十九条 (略)

2 (略)

3 第一項第三号又は第四号口の規定により国土交通大臣の認定を受けた構造方法を用いる煙突については、前項に規定するもののほか、耐久性等関係規定(第三十六条、第三十六条の二、第三十九条第四項、第四十一条、第四十九条、第七十条及び第七十六条(第七十九条の四及び第八十条において準用する場合を含む。))の規定を除く。)を準用する。

4 前項に規定する煙突以外の煙突については、第二項に規定するもののほか、第三十六条の三から第三十八条まで、第三十九条第一項及び第二項、第五十一条第一項、第五十二条、第三章第五節(第七十条を除く。)、第六節(第七十六条から第七十八条の二までを除く。))及び第六節の二(第七十九条の四(第七十六条から第七十八条の二までの準用に限る。))を除く。))、第八十条(第五十一条第一項、第七十一条、第七十二条、第七十四条及び第七十五条の準用に関する部分に限る。))並びに第八十条の二の規定を準用する。

三 増築又は改築に係る部分の床面積の合計が基準時における延べ面積の二分の一を超えず、かつ、増築又は改築後の建築物の構造方法が次のいずれかに該当するものであること。

イ 耐久性等関係規定に適合し、かつ、自重、積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃による当該建築物の倒壊及び崩落並びに屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落のおそれがないものとして国土交通大臣が定める基準に適合する構造方法

ロ (略)

四 (略)

(煙突及び煙突の支線)

第三百三十九条 (略)

2 (略)

3 第一項第三号又は第四号口の規定により国土交通大臣の認定を受けた構造方法を用いる煙突については、前項に規定するもののほか、耐久性等関係規定(第三十六条、第三十六条の二、第四十一条、第四十九条、第七十条及び第七十六条(第七十九条の四及び第八十条において準用する場合を含む。))の規定を除く。)を準用する。

4 前項に規定する煙突以外の煙突については、第二項に規定するもののほか、第三十六条の三から第三十九条まで、第五十一条第一項、第五十二条、第三章第五節(第七十条を除く。)、第六節(第七十六条から第七十八条の二までを除く。))及び第六節の二(第七十九条の四(第七十六条から第七十八条の二までの準用に限る。))を除く。))、第八十条(第五十一条第一項、第七十一条、第七十二条、第七十四条及び第七十五条の準用に関する部分に限る。))並びに第八十条の二の規定を準用する。

(鉄筋コンクリート造の柱等)

第四百四十条 (略)

2 (略)

3 第一項に規定する工作物のうち前項において準用する前条第一項第三号又は第四号口の規定により国土交通大臣の認定を受けた構造方法を用いるものについては、前項に規定するもののほか、耐久性等関係規定(第三十六条、第三十六条の二、第三十九条第四項、第四十九条、第七十条、第七十六条(第七十九条の四及び第八十条において準用する場合を含む。))並びに第八十条の四及び第七十二条、第七十四条及び第七十五条の規定を除く。
()を準用する。

4 第一項に規定する工作物のうち前項に規定するもの以外のものについては、第二項に規定するもののほか、第三十六条の三から第三十八条まで、第三十九条第一項及び第二項、第四十条、第四十一条、第四十七条、第三章第五節(第七十条を除く。)、第六節(第七十六条から第七十八条の二までを除く。))及び第六節の二(第七十九条の四(第七十六条から第七十八条の二までの準用に関する部分に限る。))を除く。)並びに第八十条の二の規定を準用する。

(広告塔又は高架水槽等)

第四百四十一条 (略)

2 (略)

3 第一項に規定する工作物のうち前項において準用する第三百三十九条第一項第三号又は第四号口の規定により国土交通大臣の認定を受けた構造方法を用いるものについては、前項に規定するもののほか、耐久性等関係規定(第三十六条、第三十六条の二、第三十九条第四項、第四十九条並びに第八十条において準用する第七十二条及び第七十四条から第七十六条までの規定を除く。)を準

(鉄筋コンクリート造の柱等)

第四百四十条 (略)

2 (略)

3 第一項に規定する工作物のうち前項において準用する前条第一項第三号又は第四号口の規定により国土交通大臣の認定を受けた構造方法を用いるものについては、前項に規定するもののほか、耐久性等関係規定(第三十六条、第三十六条の二、第四十九条、第七十条、第七十六条(第七十九条の四及び第八十条において準用する場合を含む。))並びに第八十条の四及び第七十二条、第七十四条及び第七十五条の規定を除く。
()を準用する。

4 第一項に規定する工作物のうち前項に規定するもの以外のものについては、第二項に規定するもののほか、第三十六条の三から第四十一条まで、第四十七条、第三章第五節(第七十条を除く。)、第六節(第七十六条から第七十八条の二までを除く。))及び第六節の二(第七十九条の四(第七十六条から第七十八条の二までの準用に関する部分に限る。))を除く。)並びに第八十条の二の規定を準用する。

(広告塔又は高架水槽等)

第四百四十一条 (略)

2 (略)

3 第一項に規定する工作物のうち前項において準用する第三百三十九条第一項第三号又は第四号口の規定により国土交通大臣の認定を受けた構造方法を用いるものについては、前項に規定するもののほか、耐久性等関係規定(第三十六条、第三十六条の二、第四十九条並びに第八十条において準用する第七十二条及び第七十四条から第七十六条までの規定を除く。)を準用する。

用する。

4 第一項に規定する工作物のうち前項に規定するもの以外のものについては、第二項に規定するもののほか、第三十六条の三から第三十八条まで、第三十九条第一項及び第二項、第四十条から第四十二条まで、第四十四条、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条、第三章第五節、第六節及び第六節の二並びに第八十条の二の規定を準用する。

(擁壁)

第四百四十二条 (略)

2 擁壁については、第三十六条の三から第三十八条まで、第三十九条第一項及び第二項、第五十一条第一項、第六十二条、第七十一条第一項、第七十二条、第七十三条第一項、第七十四条、第七十五条、第七十九条、第八十条(第五十一条第一項、第六十二条、第七十一条第一項、第七十二条、第七十四条及び第七十五条の準用に関する部分に限る。)、第八十条の二並びに第七章の八(第三百三十六条の六を除く。)の規定を準用する。

(乗用エレベーター又はエスカレーター)

第四百四十三条 (略)

2 (略)

3 第一項に規定する乗用エレベーター又はエスカレーターのうち前項において準用する第三百三十九条第一項第三号又は第四号口の規定により国土交通大臣の認定を受けた構造方法を用いるものについては、前項に規定するもののほか、耐久性等関係規定(第三十六条、第三十六条の二、第三十九条第四項、第四十一条、第四十九条並びに第八十条において準用する第七十二条及び第七十四条から第七十六条までの規定を除く。)を準用する。

4 第一項に規定する乗用エレベーター又はエスカレーターのうち前項に規定するもの以外のものについては、第二項に規定するも

4 第一項に規定する工作物のうち前項に規定するもの以外のものについては、第二項に規定するもののほか、第三十六条の三から第四十二条まで、第四十四条、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条、第三章第五節、第六節及び第六節の二並びに第八十条の二の規定を準用する。

(擁壁)

第四百四十二条 (略)

2 擁壁については、第三十六条の三から第三十九条まで、第五十一条第一項、第六十二条、第七十一条第一項、第七十二条、第七十三条第一項、第七十四条、第七十五条、第七十九条、第八十条(第五十一条第一項、第六十二条、第七十一条第一項、第七十二条、第七十四条及び第七十五条の準用に関する部分に限る。)、第八十条の二及び第七章の八(第三百三十六条の六を除く。)の規定を準用する。

(乗用エレベーター又はエスカレーター)

第四百四十三条 (略)

2 (略)

3 第一項に規定する乗用エレベーター又はエスカレーターのうち前項において準用する第三百三十九条第一項第三号又は第四号口の規定により国土交通大臣の認定を受けた構造方法を用いるものについては、前項に規定するもののほか、耐久性等関係規定(第三十六条、第三十六条の二、第四十一条、第四十九条並びに第八十条において準用する第七十二条及び第七十四条から第七十六条までの規定を除く。)を準用する。

4 第一項に規定する乗用エレベーター又はエスカレーターのうち前項に規定するもの以外のものについては、第二項に規定するも

ののほか、第三十六条の三から第三十八条まで、第三十九条第一項及び第二項、第三章第五節、第六節及び第六節の二並びに第八十条の二の規定を準用する。

(遊戯施設)

第四百四十四条 (略)

2 遊戯施設については第七章の八の規定を、その主要な支持部分のうち摩損又は疲労破壊が生ずるおそれのある部分については第二百二十九条の四(第一項第一号イを除く。)及び第二百二十九条の五第一項の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<p>第二百二十九条の四の見出し、同条第一項(第二号を除く。)、第二項第三号及び第四号並びに第三項(第七号を除く。) 並びに第二百二十九条の五の見出し及び同条第一項</p>	<p>エレベーター</p>	<p>遊戯施設</p>
<p>(削る) 第二百二十九条の四第一項</p>	<p>(削る) かご及びかごを支え、又は吊る構造上主要な部分)</p>	<p>(削る) 客席部分を支え、又は吊る構造上主要な部分(摩損又は疲労破壊を生ずるおそれのある部分に限る。)</p>
<p>第二百二十九条の四</p>	<p>かご及び主要な支持部分</p>	<p>主要な支持部分</p>
<p>第二百二十九条の四第</p>	<p>かご</p>	<p>客席部分</p>

ののほか、第三十六条の三から第三十九条まで、第三章第五節、第六節及び第六節の二並びに第八十条の二の規定を準用する。

(遊戯施設)

第四百四十四条 (略)

2 遊戯施設については第七章の八の規定を、その主要な支持部分のうち摩損又は疲労破壊が生ずるおそれのある部分については第二百二十九条の四(第一項第一号イを除く。)及び第二百二十九条の五第一項の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<p>第二百二十九条の四の見出し、同条第一項(第二号を除く。)、第二項第三号及び第四号並びに第三項(第五号を除く。) 並びに第二百二十九条の五の見出し及び同条第一項</p>	<p>エレベーター</p>	<p>遊戯施設</p>
<p>(削る) 第二百二十九条の四第一項</p>	<p>(削る) かご</p>	<p>(削る) 客席部分</p>
<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>

<p>第一項第一号ロ、第二項第四号並びに第三項第二号及び第四号</p> <p>第二百二十九条の四第一項第一号ロ</p> <p>第二百二十九条の四第一項第二号</p>	<p>昇降に</p> <p>通常の昇降時</p>	<p>走行又は回転に</p> <p>通常の走行又は回転時</p>	<p>前号イ及びロ</p> <p>エレベーター、油圧エレベーターその他国土交通大臣が定めるエレベーター</p> <p>前号イ及びロ</p> <p>遊戯施設強度検証法</p>	<p>第一号イ及びロ</p> <p>第一号ロ</p> <p>第一号ロ</p> <p>遊戯施設</p>	<p>次条に規定する荷重</p> <p>、エレベーター</p> <p>、遊戯施設</p>	<p>主要な支持部分並びにかごの床版及び枠（以下この条において「主要な支持部分等」という。）</p> <p>主要な支持部分</p> <p>、遊戯施設</p>
--	--------------------------	----------------------------------	--	--	--	--

<p>第二百二十九条の四第一項第一号ロ</p> <p>第二百二十九条の四第一項第一号ロ及び第二項第二号</p> <p>第二百二十九条の四第一項第二号</p>	<p>昇降に</p> <p>通常の昇降時</p>	<p>走行又は回転に</p> <p>通常の走行又は回転時</p>	<p>前号イ及びロ</p> <p>エレベーター強度検証法</p> <p>前号イ及びロ</p> <p>遊戯施設強度検証法</p>	<p>第一号イ及びロ</p> <p>第一号ロ</p> <p>第一号ロ</p> <p>遊戯施設</p>	<p>次条に規定する荷重</p> <p>、エレベーター</p> <p>、遊戯施設</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>、遊戯施設</p>
--	--------------------------	----------------------------------	---	--	--	--------------------------------------

第百二十九条の四第 二項第二号及び第三 号	主要な支持部分等	主要な支持部分
第百二十九条の四第 二項第二号	昇降する	走行し、又は回転す る
第百二十九条の四第 三項第二号	次条第二項に規定す る	国土交通大臣が定め る
第百二十九条の四第 三項第七号	主要な支持部分のう ち、摩損又は疲労破 壊を生ずるおそれの あるものにあつては 、二以上	二以上
第百二十九条の四第 三項第七号	エレベーターで昇降 路の壁の全部又は一 部を有しないもの	遊戯施設

(型式適合認定の対象とする工作物の部分及び一連の規定)
第百四十四条の二 法第八十八条第一項において準用する法第六十

八条の十第一項に規定する政令で定める工作物の部分は、次の表
の工作物の部分の欄の各項に掲げる工作物の部分とし、法第八
八条第一項において準用する法第六十八条の十第一項に規定する
政令で定める一連の規定は、同表の一連の規定の欄の当該各項に
掲げる規定（これらの規定中工作物の部分の構造に係る部分に限
る。）とする。

(一)	工作物の部分	一連の規定
	乗用エレベーターで 観光のためのもの（ 一般交通の用に供す るものを除く。）の 部分で、昇降路及び	イ 法第八十八条第一項において準用 する法第二十八条の二（第三号を除 く。）及び法第三十七条の規定 ロ 第百四十三条第二項（第百二十九 条の三、第百二十九条の四（第三項

(新設)	(新設)	(新設)
第百二十九条の四第 二項第二号	昇降する	走行し、又は回転す る
(新設)	次条第二項に規定す る	国土交通大臣が定め る
(新設)	(新設)	(新設)
第百二十九条の四第 三項第五号	エレベーターで昇降 路の壁の全部又は一 部を有しないもの	遊戯施設

(型式適合認定の対象とする工作物の部分及び一連の規定)
第百四十四条の二 法第八十八条第一項において準用する法第六十

八条の十第一項に規定する政令で定める工作物の部分は、次の表
の工作物の部分の欄の各項に掲げる工作物の部分とし、法第八
八条第一項において準用する法第六十八条の十第一項に規定する
政令で定める一連の規定は、同表の一連の規定の欄の当該各項に
掲げる規定（これらの規定中工作物の部分の構造に係る部分に限
る。）とする。

(一)	工作物の部分	一連の規定
	乗用エレベーターで 観光のためのもの（ 一般交通の用に供す るものを除く。）の 部分で、昇降路及び	イ 法第八十八条第一項において準用 する法第二十八条の二（第三号を除 く。）及び法第三十七条の規定 ロ 第百四十三条第二項（第百二十九 条の三、第百二十九条の四（第三項

<p>機械室以外のもの</p>	<p>(二) エスカレーターで観 光のためのもの（一 般交通の用に供する ものを除く。）の部 分で、トラス又はは りを支える部分以外 のもの</p>	<p>(三) ウォーターシユート 、コースターその他 これらに類する高架 の遊戯施設又はメリ ーゴラウンド、観 覧車、オクトパス、 飛行塔その他これら に類する回転運動を する遊戯施設で原動 機を使用するものの 部分のうち、かご、 車両その他人を乗せ る部分及びこれを支 え、又は吊る構造上 主要な部分並びに非 常止め装置の部分</p>
<p>第七号を除く。）、第二百二十九条の五、第二百二十九条の六、第二百二十九条の八及び第二百二十九条の十の規定の準用に関する部分に限る。）の規定</p>	<p>イ 法第八十八条第一項において準用する法第二十八条の二（第三号を除く。）及び法第三十七条の規定 ロ 第四百四十三条第二項（第二百二十九条の三及び第二百二十九条の十二（第一項第一号及び第六号を除く。）の規定の準用に関する部分に限る。）の規定</p>	<p>イ 法第八十八条第一項において準用する法第二十八条の二（第三号を除く。）及び法第三十七条の規定 ロ 前条第一項（同項第一号イ及び第六号にあつては、国土交通大臣が定めた構造方法のうちその指定する構造方法に係る部分に限る。）の規定</p>
<p>機械室以外のもの</p>	<p>(二) エスカレーターで観 光のためのもの（一 般交通の用に供する ものを除く。）の部 分で、トラス又はは りを支える部分以外 のもの</p>	<p>(三) ウォーターシユート 、コースターその他 これらに類する高架 の遊戯施設又はメリ ーゴラウンド、観 覧車、オクトパス、 飛行塔その他これら に類する回転運動を する遊戯施設で原動 機を使用するものの 部分のうち、かご、 車両その他人を乗せ る部分及びこれを支 え、又は吊る構造上 主要な部分並びに非 常止め装置の部分</p>
<p>第五号を除く。）、第二百二十九条の五、第二百二十九条の六、第二百二十九条の八及び第二百二十九条の十の規定の準用に関する部分に限る。）の規定</p>	<p>イ 法第八十八条第一項において準用する法第二十八条の二（第三号を除く。）及び法第三十七条の規定 ロ 第四百四十三条第二項（第二百二十九条の三及び第二百二十九条の十二（第一項第一号を除く。）の規定の準用に関する部分に限る。）の規定</p>	<p>イ 法第八十八条第一項において準用する法第二十八条の二（第三号を除く。）及び法第三十七条の規定 ロ 前条第一項（同項第一号イ及び第六号にあつては、国土交通大臣が定めた構造方法のうちその指定する構造方法に係る部分に限る。）の規定</p>